

東近江行政組合の指定金融機関

平成10年4月1日
東近江行政組合告示第9号

地方自治法施行令第168条第10項及び東近江行政組合財務規則第67条の規定に基づき、東近江行政組合の指定金融機関を次のとおり告示し、平成3年滋賀中部地域行政事務組合告示第1号（滋賀中部地域行政事務組合の指定金融機関）は、廃止する。

指定金融機関

名 称	収納事務の取扱店舗	支払事務の取扱店舗
株式会社 滋賀銀行	本店及び各支店	八日市東支店